

令和4年度 補助金等調書

No. 頁01

負担金名称	守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会負担金					種別	負担金				
担当部署	市民	部	危機管理		課	区分	運営費補助				
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会						
予算科目	会計	01	款	03	項	01	目	03	事業	03	防犯行政推進費
実現したい状態	行政機関相互ならびに各組織団体等との連携強化と指導体制の確立を図るとともに、交通安全諸対策を総合かつ計画的に推進し、交通事故の防止を図ることおよび地域ならびに職域の防犯体制を確立し自主防犯活動を推進するとともに、警察の行う防犯、捜査活動に協力し、平和な社会をつくること。										
目的	対象 (誰を・何を)	市民									
	意図 (どうしたいか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全意識を高め、交通事故を減らす。</li> <li>防犯意識を高め、未然に犯罪を防止、刑法犯認知件数を減らす。</li> </ul>									
手段・活動内容 (どうやって)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全コンクール(年1回)、交通安全表彰式(年1回)、新入学児童および新中学1年生へ啓発物品の配布(年1回)、春・秋の全国交通安全運動や各運動期間中の啓発活動(随時)、飲酒運転根絶に向けての啓発活動(随時)</li> <li>防犯意識を高める研修会(年1回)、防犯功労団体表彰式(年1回)、巡回暴力団相談所の開設(年1回)、全国地域安全期間中の啓発活動(10月中旬)、小学生の地域安全ポスターコンクール(年1回)、地域安全ニュース「ふるさと」の発行(毎月)、不審者情報・交通情報のメール・ライン配信、特殊詐欺被害防止のための啓発活動(随時)、青色回転灯設置者によるパトロール(随時)</li> </ul>										
開始年度	H16	終了・見直し 予定年度	R5	根拠 規定等	守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会会則						
改定 履歴	改定 年度	R3	改定 内容	野洲市の人口によって負担金の変更を行った。							
		R2		野洲市の人口によって負担金の変更を行った。							
補助率・額	規定なし					上限額	規定なし				
積算根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年10月1日時点での野洲市人口×12円+均等割75,000円(防犯部会)</li> <li>毎年10月1日時点での野洲市人口×8円+均等割200,000円(交通部会)</li> </ul>					補助対象経費	交通安全・防犯に係る事業全般				

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市 実 績	補助金交付額(A)	1,299千円	1,295千円	1,275千円	
	特定財源(国・県費等)	0千円	0千円	0千円	
	一般財源	1,299千円	1,295千円	1,275千円	
交 付 先 団 体 実 績	収入総額	4,117千円	4,171千円		
	うち自主財源	0千円	0千円		
	支出総額	3,310千円	3,668千円		
	補助対象経費(B)	1,299千円	1,295千円		
	補助率(A/B)	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	814千円	806千円		
	当該年度積立金	0千円	0千円		
対象数	市民(各年度の前年10月1日時点) ※千人未満は切捨て	51,000人	51,000人	50,000人	
成果(結果)指標		上段:目標(見込)	下段:実績	達成年度	目標値
人傷事故発生件数の減少		-件	-件	R7	50
		110件	93件		
市内の刑法犯罪認知件数の減少		-件	-件	R8	125
		158件	159件		

\*負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、 その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○		市民全体を対象とした事業であり、公益性が認められる。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○	市民生活における防犯と交通安全を目的としているため、全市民が対象であり、当該協議会の施策等を推進することは、公益性と必要性が高い。	
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	交通安全や防犯に係る施策等においては、市民の利益に直結したものであり、当該協議会の活動は、公平が確保されている。	守山警察署と管内の自治体で構成されており、他に実施できる団体はない。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	市内の交通事故、刑法認知件数は年々減少傾向であり、当該協議会の活動は、一定の効果も有していると考えられる。	実績と目標値に大きな乖離が見られることから、手法の見直しも必要ではないか。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	—	同様の重複した補助制度は無く、有効性が高い。	
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○		未実施事業はなく、繰越額は毎年同程度であり、年度当初の円滑な事業運営に充てられており、適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	○	当該協議会において剰余金が発生した場合には、次年度へ繰越し、年度当初におけるスタートアップ事業に役立てており適格である。	
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	×		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		他団体と共同で負担金を拠出しており、算出方法にも一定の合理性がある。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	—	当該協議会活動に対する負担金は、計画的な継続事業に活用されており、負担率の根拠については、事業の定着度から推測しても、変更することが困難であることから、見直し対象にはならないと考えている。	
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	—	交通事故や刑法犯認知件数が減少傾向にあることから、将来的にも継続して負担すべきである。	
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	—		
	⑤ 補助の終了(ゼロベースでの見直し)の時期を設定しているか	×		

二次評価 コメント	高い目標に近づけられるよう、手法の見直しについても検討を提案された。	最終評価
		継続

令和4年度 補助金等調書

No. 頁02

負担金名称	湖南地域農業センター負担金					種別	負担金				
担当部課	環境経済	部	農林水産		課	区分	運営費補助				
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	湖南地域農業センター						
予算科目	会計	01	款	06	項	01	目	03	事業	02	農業振興対策事業費
実現したい状態	湖南地域の特性を活かした新しい農業の創造と多様な担い手の育成・支援を進めることにより、湖南地域の農業の振興を図る。										
目的	対象 (誰を・何を)	市内農業者									
	意図 (どうしたいか)	新しい農業の創造 農業経営・農業技術及び6次産業化等に関する教育、相談 など									
手段・活動内容 (どうやって)	農業農村活性化セミナー（1回）、農作業労働安全講習会（1回）、小型車両系建設機械運転特別教育講習会（1回）、スクミリングガイ防除事業事前説明会（1回）、大豆・麦播種前栽培研修会（2回）など										
開始年度	H16（運営規約はS59年）	終了・見直し 予定年度	令和9年度	根拠 規定等	湖南地域農業センター運営規約						
改定履歴	改定年度	改定内容	なし								
補助率・額	規定なし					上限額	予算の範囲内				
積算根拠	湖南地域農業センターの運営費の予算額の市町割当分のうち、平等割額及び市総農家数、市総人口、市経営耕地面積により湖南4市で按分した額				補助対象経費	湖南地域農業センターの運営費					

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額（A）	642千円	642千円	642千円	
	特定財源（国・県費等）	0千円	0千円	0千円	
	一般財源	642千円	642千円	642千円	
交付先団体実績	収入総額	8,247千円	8,790千円		
	うち自主財源	361千円	361千円		
	支出総額	7,311千円	7,718千円		
	補助対象経費（B）	千円	千円		
	補助率（A/B）				
	前年度からの繰越金	1,092千円	935千円		
	当該年度積立金	0千円	0千円		
対象数	農家数（2020年農林業センサス）	771戸	-	-	
成果（結果）指標		上段：目標（見込）	下段：実績	達成年度	目標値
小麦・大豆栽培研修会への参加人数		31	70		
農業関係DVD貸出本数		35	66		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	△	受益者は農業者に限定されているが、農業が発展することにより広く市民へメリットがある。	農業の持つ食料自給率や多面的機能、経済効果の促進の観点から公益性はあるとすべきではないか。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	△		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	△		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	△	同一団体へ毎年負担金を支出している。	同一団体へ恒常的に支援していること理由（他に担う団体がいない等）を明らかにされたい。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	△		
	③ 同一事業（団体）へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	△		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	△	各種研修事業は専門性の高いものであり、行政が直接実施することは困難である。	四市で実施することにより、効率的に実施できていると判断できる。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業（団体）への重複補助はないか	△		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	×	事業実績ではなく、農家数等の指標に基づいた負担金額となっている。そのためコロナ禍では事業が実施できない場合も多く、多額の繰越金が発生している。また自主財源も乏しく、市町及び農協の負担金が主な財源となっている。	未実施事業に係る費用については、精算により返還を求めべき。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	×		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	×	事業実績ではなく、農家数等の指標に基づいた負担額となっている。そのため、個別の事業に対しての基準をもとにした負担金額とは言えない。	原課として課題認識しているなら、見直しについて関係機関と調整されたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	△		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	△		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了（ゼロベースでの見直し）の時期を設定しているか	×		

二次評価 コメント	四市が合同で実施することにより効率化が図られているが、本市の農業振興にどう繋がっているのが説明が必要である。未実施事業に係る経費については精算するよう働きかけを行うこと。	最終評価 <b>改善</b>
--------------	---	-------------------

令和4年度 補助金等調書

No. 負03

負担金名称	湖南地域観光振興協議会負担金				種別	負担金
担当部署	環境経済	部	商工観光	課	区分	運営費補助
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	湖南地域観光振興協議会	
予算科目	会計	01	款	07	項	01
				目	03	事業
						01
						湖南地域観光振興協議会負担金
実現したい状態	地域の特性を生かした心のふれあう広域観光圏の実現を図るため、観光振興とその推進に資する事業を行い、湖南地域の観光と関連産業の発展に寄与する					
目的	対象 (誰を・何を)	湖南地域在住の市民、観光に興味のある全ての人				
	意図 (どうしたいか)	湖南地域のことを知っていただく。または実際に来ていただく。				
手段・活動内容 (どうやって)	市を越えた広域観光ならではの多様な観光資源を活用した大規模な観光キャンペーン事業や観光推進等を行う。					
開始年度	H2	終了・見直し 予定年度	R9	根拠 規定等	湖南地域観光振興協議会規約	
改定 履歴	改定 年度	改定 内容				
補助率・額	規定なし			上限額	予算の範囲内	
積算根拠	均等割額+人口割額		補助対象経費	協会の運営に必要な事業費、及び事務機器その他に係る経費		

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市 実績	補助金交付額 (A)	0 千円	306 千円	306 千円	
	特定財源 (国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円	
	一般財源	0 千円	306 千円	306 千円	
交付先 団体 実績	収入総額	3,775 千円	4,075 千円		
	うち自主財源	2,165 千円	2,665 千円		
	支出総額	2,841 千円	2,384 千円		
	補助対象経費 (B)	千円	千円		
	補助率 (A/B)				
	前年度からの繰越金	1,812 千円	935 千円		
	当該年度積立金	200 千円	0 千円		
対象数	湖南地域在住市民(4月1日現在)	344,781 人	346,341 人	347,807 人	
成果(結果)指標		上段: 目標(見込)	下段: 実績	達成年度	目標値
イベント参加者数		1,500 人	1,600 人	R9	1,600
		1,200 人	2,000 人		
観光入込客数(日帰り+宿泊)各年		— 人	— 人	R9	1,450,000
		1,080,800 人	1,088,991 人		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、 その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○		市全体の観光振興に寄与しており、公益性が認められる。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○	県内に留まらず県外からも多数の参加者があり、非常に広範囲である。市規模では参加できない大規模なPRイベントへも参加することで、県外の方へ野洲市をアピールすることができる。	
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	△		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	—		—
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	—		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	—		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		来訪者を獲得した後の成果指標がないと本事業の役割が見えなくなる。何のためにイベントを実施しているのかが不明瞭である。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○	協議会として県外のイベントに参加することで、全国規模での効果的な観光PRができている。	
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○		令和2年度はコロナの影響で事業が実施できなかったため、全額返還された。 未実施事業分は返還処理されており、適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	△		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	—		—
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	—		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	—		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	—		
	⑤ 補助の終了(ゼロベースでの見直し)の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	広域に展開することから一定の有効性は認められるが、それを本市の観光振興の目標にどのように繋げていくかを明確にして取り組む必要がある。原課の評価では概ね適格とされているが、上記の理由により最終評価は改善とする。	最終評価 <b>改善</b>
--------------	--	-------------------

# 令和4年度 補助金等調書

No. 負04

負担金名称	下水道事業会計負担金（基準外の部分のみ）				種別	負担金
担当部課	みず事業所	部	上下水道		課	区分
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市下水道事業会計	
予算科目	会計	01	款	08	項	04
				目	04	事業
					01	下水道事業会計負担金等
実現したい状態	下水道事業の健全な運営					
目的	対象 (誰を・何を)	市民及び市内事業所				
	意図 (どうしたいか)	下水道事業の倒産の阻止				
手段・活動内容 (どうやって)	過去に一般会計からの基準内繰入金のカットにより生じた、資本費平準化債の元利償還金を繰入ることにより、下水道事業会計の経営の安定化を図る。					
開始年度	H16	終了・見直し 予定年度	R9	根拠 規定等	地方公営企業法第17条の3	
改定 履歴	改定 年度	H31	改定 内容	下水道事業経営戦略策定		
補助率・額	規定なし			上限額	規定なし	
積算根拠	なし		補助対象経費	企業債元利償還金		

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市 実 績	補助金交付額 (A)	163,659 千円	27,021 千円	50,863 千円	
	特定財源 (国・県費等)	千円	千円	千円	
	一般財源	163,659 千円	27,021 千円	50,863 千円	
交 付 先 団 体 実 績	収入総額	2,046,599 千円	1,917,760 千円		
	うち自主財源	1,784,473 千円	1,775,840 千円		
	支出総額	2,478,996 千円	2,309,139 千円		
	補助対象経費 (B)	千円	千円		
	補助率 (A/B)				
	前年度からの繰越金	12,262 千円	81,377 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円		
対象数	人口	50,840 人	50,595 人		
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込) 下段: 実績		達成年度	目標値
経常収支比率		107 %	109 %	R9	103
企業債償還金対減価償却費率		152 %	145 %	R9	100

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適合の説明と不適の場合、 その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○	下水道事業を健全に運営するのは、市の責務である。	市民全体に利益が及び事業であり、公益性が認められる。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	—	下水道事業を運営するのは、市以外にはない。	—
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	—		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	使用料を徴収することにより、財源の確保に努めているが、過去の一般会計の基準内繰入金のカットにより生じたものであり、使用料で賄うことは不適切である。	下水道事業の安定運営のために有効性があると認められる。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	—		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	—		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○	使用料を徴収することにより、財源の確保に努めているが、過去の一般会計の基準内繰入金のカットにより生じたものであり、使用料で賄うことは不適切である。	基準外繰出しとなっている部分について、記載の理由からやむを得ないものと判断する。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	—		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	—	使用料を徴収することにより、財源の確保に努めているが、過去の一般会計の基準内繰入金のカットにより生じたものであり、使用料で賄うことは不適切である。	—
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	—		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	—		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	△		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	△		

二次評価 コメント	基準外繰入ではあるが、過去の基準内繰入金のカットにより生じ資本費平準化債の元利償還金であり、やむを得ないものと判断する。	最終評価 <b>継続</b>
--------------	--	-------------------

令和4年度 補助金等調書

No. 頁05

負担金名称	全国中学校駅伝大会市町負担金					種別	負担金
担当部課	教育委員会	部	学校教育		課	区分	運営費補助
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	全国中学校駅伝大会滋賀県実行委員会		
予算科目	会計 01	款 10	項 01	目 03	事業 05	教育振興事業費	
実現したい状態	平成28年度からの5年間開催に引き続き、令和3年度から3年間滋賀県において全国中学校駅伝大会を開催されるにあたり、令和4、5年度の開催について開催地として野洲市教育委員会と滋賀県教育委員会が主催となり中学生の健全な成長と大会の成功のため取り組んでいる。						
目的	対象 (誰を・何を)	全国47都道府県代表中学校と開催地枠1校 男女各計48チーム					
	意図 (どうしたいか)	中学校教育の一環として我が国特有の駅伝文化を継承する機会を広く与え、心身ともに健康な中学生を育成するとともに、中学生の相互の親睦を図るものです。本県での開催にあたっては、中学生をはじめ関係者が積極的に参加者と交流し、活力ある元気な滋賀大会を目指すとともに、次世代を担うジュニア世代の育成と特色ある地域づくりを進め、生涯スポーツの推進と湖国滋賀の発信につなげる。					
手段・活動内容 (どうやって)	(1) 連携・協働による効率的な大会運営 (2) 次世代を担うジュニア世代のスポーツ活動の充実 (3) 大会を活かした地域の活性化 (4) スポーツ観戦機会の充実						
開始年度	R4	終了・見直し 予定年度	R7	根拠 規定等	なし		
改定 履歴	改定 年度	R4	改定 内容	開催地となったことにより負担金増			
補助率・額	規定なし			上限額	規定なし		
積算根拠	滋賀県中学校校体育連盟確認資料 (全中駅伝大会市町負担金の考え方)		補助対象経費	実行委員会の運営に必要な経費			

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額 (A)	670 千円	670 千円	1,500 千円	
	特定財源 (国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円	
	一般財源	670 千円	670 千円	1,500 千円	
交付先団体実績	収入総額	942 千円	29,908 千円		
	うち自主財源	千円	千円		
	支出総額	942 千円	29,908 千円		
	補助対象経費 (B)	670 千円	670 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円		
対象数					
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込)	下段: 実績	達成年度	目標値
全国47都道府県代表中学校と開催地枠 (滋賀県内) 1校 男女各計48チーム。 ただし、予選大会において上位2位にならなければ当該大会出場権なし				R7	1チーム

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適合の説明と不適の場合、 その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○		全国大会を野洲市で開催できるメリットは大きく、開催地として一定の負担はやむを得ない。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○	野洲市を駅伝の聖地としてアピールしていく。滋賀県と野洲市だけの主催でも継続する判断がなされた	
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民の間で公平性は保たれているか	—		—
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	—		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	—		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	—	野洲市を駅伝の聖地としてアピールすることができ、地域の観光・商業の一助になると思われる。	負担に見合った成果が得られるよう、市内の観光や商業の活性化に繋がる取組みを図りたい。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	—		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○	県知事と県教育委員会がどのような最終判断をされるか不明であるが、中体連としては令和6年度以降の継続は難しいと考えているようだ。	団体の会計処理は適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	今後、開催地の負担軽減を滋賀県と協議する必要がある。	県内他市町の負担が減っている一方で、本市のみ大幅な負担増となっており、負担割合の是正が必要である。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	—		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	—		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	—		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	他市町との負担割合については是正を図りたい。負担に見合った成果が得られるよう、市内の観光や商業の活性化に繋がる取組みを図りたい。原課の評価では全て適合とされているが、上記の理由により最終評価は改善とする。	最終評価 <b>改善</b>
--------------	--	-------------------

令和4年度 補助金等調書

No. 負06

負担金名称	リラックスコンサート事業等負担金				種別	負担金
担当部課	教育委員会	部	生スポ課・文化ホール	課	区分	事業費補助
交付先種別	団体	交付対象数	4	団体名等	(株)しがぎん経済文化センター 他	
予算科目	会計	01	款	10	項	05
				目	06	事業
						04
実現したい状態	総合計画に掲げている、市民に向けた鑑賞機会面からの「文化芸術に気軽に親しめる機会」の充実。					
目的	対象 (誰を・何を)	市民、利用者				
	意図 (どうしたいか)	館の特徴である残響の良さを活かした生音の公演による本格的な舞台芸術を身近に鑑賞する機会を提供する。				
手段・活動内容 (どうやって)	多額の公演料を支出せぬようイベント会社と協議し、共催事業として公演料の一部を負担金として予算計上することにより、市民に鑑賞機会を設けている。					
開始年度	H25	終了・見直し 予定年度	R9	根拠 規定等	なし	
改定 履歴	改定 年度	H25	改定 内容	委託料（公演料）を見直し、事業負担金に切り替えた		
補助率・額	規定なし			上限額	予算の範囲内	
積算根拠	公演料全体からイベント会社が試算した協力を要する額		補助対象経費	広告宣伝費、宣材作成費、コンサート製作費の一部		

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市 実績	補助金交付額 (A)	300 千円	1,450 千円	2,350 千円	
	特定財源 (国・県費等)	300 千円	1,450 千円	2,350 千円	
	一般財源	0 千円	0 千円	0 千円	
交付先 団体 実績	収入総額	千円	千円		
	うち自主財源	0 千円	0 千円		
	支出総額	千円	千円		
	補助対象経費 (B)	千円	千円		
	補助率 (A/B)				
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円		
対象数	公演数	1 回	4 回	7 回	
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込)	下段: 実績	達成年度	目標値
公演来場者数 (or 視聴者数)		500 人	2,000 人	毎年	3千人
		754 人	1,762 人		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適合の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○	他の市町が買取事業を行っている中、当市は駅前に文化施設を構えることを利点として、共催での鑑賞型事業を行っている。	市の文化振興における重要な事業であり、市として実施していくべきものと判断できる。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○	採算ラインが厳しい公演について、公演料の一部負担を行うことで、文化振興に費やす額としては極小である。負担金という事業名だけで実際の事業主旨等から本調書作成には合致しないものと感じる。	
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	—	公演負担金は支援するものではなく、公演製作費の一部として支出している。	—
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	—	負担金という事業名だけで実際の事業主旨等から本調書作成には合致しないものと感じる。	
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	—		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	駅前のにぎわい作りや市民に鑑賞機会を設けることに割り当てられた額としては極小である。	小さな費用で効果を上げるよう、工夫して実施されている。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○	負担金という事業名だけで実際の事業主旨等から本調書作成には合致しないものと感じる。	
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○		—
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な剰余金や積立金がないか	○	事業規模や内容に応じて公演招致を行うプロモーターに支払うもので、質問の意図にあった回答は無い。	
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	—		価格交渉は担当者の力量に拠るところが大きいと推測されるため、イベント会社の言い値とならないよう、一定の基準を定めることを検討されたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	—	本来ならば、多額の公演料を予算化し買取事業として行うところを厳しい財政事情を鑑み、共催事業という手法を開発し進めている。質問の意図にあった回答は無い。	
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	—		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	—		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	小さな費用で最大の効果が得られるよう、工夫して実施されていると評価できる。ノウハウを手順として整備することを検討されたい。	最終評価 <b>継続</b>
--------------	---	-------------------

令和4年度 補助金等調書

No. 補01

補助金名称	野州市市民活動促進補助金				種別	補助金					
担当部課	市民	部	市民サービスセンター	課	区分	事業費補助					
交付先種別	団体	交付対象数	7	団体名等	各市民活動団体						
予算科目	会計	01	款	02	項	01	目	10	事業	04	市民活動支援事業費
実現したい状態	地域の活性化や地域課題の解決のために、共通の目的を持った市民活動団体が、行政等と協働し、まちづくりを主体的に取り組めるように育成										
目的	対象 (誰を・何を)	①これから市民活動を始めようとする市民団体又は設立3年以内の市民団体（初期支援型） ②やすまる広場実行委員会（総合型）									
	意図 (どうしたいか)	①これから活動する団体に対し資金を補助し、活発な活動を行えるようにする。 ②市民や団体の交流の場とし、まちづくりを主体的に取り組み、地域の活性化に繋げる。									
手段・活動内容 (どうやって)	交流イベントの実施（年間1回）、活動の定着										
開始年度	H23	終了・見直し 予定年度	R5	根拠 規定等	野州市市民活動促進補助金交付要綱						
改定 履歴	改定 年度	H30	改定 内容	団体の代表者、役員等の市税の完納要件を削除した。							
		R1		補助事業の対象を総合型と初期支援型の二つにした。							
補助率・額	①10万円 ②市長が定める額				上限額	①10万円 ②予算の範囲内で定める額					
積算根拠	なし		補助対象経費	補助事業の実施に要する経費							

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市 実 績	補助金交付額（A）	659千円	667千円	800千円	
	特定財源（国・県費等）	396千円	534千円	0千円	
	一般財源	263千円	133千円	800千円	
交 付 先 団 体 実 績	収入総額	1,839千円	1,187千円		
	うち自主財源	1,180千円	520千円		
	支出総額	1,774千円	1,083千円		
	補助対象経費（B）	1,774千円	1,083千円		
	補助率（A/B）	37.1%	61.6%		
	前年度からの繰越金	7千円	55千円		
当該年度積立金		0千円	0千円		
対象数	市民活動相談件数（新規団体設立含）	39件	56件	60件	
成果（結果）指標		上段：目標（見込）	下段：実績	達成年度	目標値
市民活動団体登録数		230団体	230団体	R7	230
		206団体	205団体		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、 その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○		メニューが少なく、団体との関わりが限られていることから、団体のニーズを把握し、多様な支援を検討されたい。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○	地域課題の解決や地域活性化を推進し、市民協働のまちづくりを行うために市民活動団体の支援は必要である。社会的要請も高く、活動初期の段階で行政が支援することにより円滑な活動ができるようになる。	
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	補助はこれから若しくは設立して3年以内の団体を対象にしており、募集も広報・HP等を通じて広く行っている。市民活動団体の交流の場であるやすまる広場を運営する「やすまる広場実行委員会」は要綱上の総合型として継続して補助している。	交付先は公平に決定されている。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業（団体）へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	各団体がそれぞれ公益性の高い活動を行っており、補助に見合う効果を発揮している。また市民が公益性の高い活動を行うことは今後のまちづくりにおいて非常に重要である。重複した補助はない。	相談件数が登録団体の伸びに繋がっておらず、有効性が高いとは言い難い。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業（団体）への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	—	設立後間もない市民活動団体は、十分な活動資金を有しているとは言えず、応分の自主財源の確保がままならない。また用途不明な繰越金等はなく、剰余金が発生したときは精算後に返還されている。「やすまる広場実行委員会」のみ市が事務局機能を担っているが、今後団体が持つように指導を行う。	一定の適格性があると認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	△		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	補助金は2種類あり、『初期支援型』の補助対象経費は事業費で限度額を設けている。また年度毎に新規団体に補助をしており、3年間で終了している。	概ね適正に交付されている。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	△	一方『総合型』の「やすまる広場」は以前は市の事業として位置付けられた経緯があり、今後も行政として関わっていく必要がある。補助金の財源として、昨年からのふるさと納税で市民活動への支援を希望される方が多数あり、市としてその思いに応え、どちらも地域活性化と市民活動団体育成を継続して支援していくために必要な補助金である。また、参加費等を徴収することで補助金の合理化を図っていききたい。補助金要綱は令和元年に見直し（改正）を行った。	
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	○		
	⑤ 補助の終了（ゼロベースでの見直し）の時期を設定しているか	△		

二次評価 コメント	新たな団体の立ち上げ支援のみならず、活動の活性化に繋がる取組みに対する支援についても検討すること。 原課の評価では概ね適合とされているが、上記の理由により最終評価は改善とする。	最終評価 <b>改善</b>
--------------	---	-------------------

# 令和4年度 補助金等調書

No. 補02

補助金名称	守山野洲交通安全協会					種別	補助金				
担当部課	市民	部	危機管理課		課	区分	運営費補助				
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	守山野洲交通安全協会						
予算科目	会計	01	款	02	項	01	目	13	事業	03	交通安全推進事業費
実現したい状態	人命尊重の理念に基づき、「交通死亡事故ゼロの野洲市」を目指す										
目的	対象 (誰を・何を)	市民									
	意図 (どうしたいか)	市民の交通安全を普及啓発し、交通事故防止対策の推進を行う。									
手段・活動内容 (どうやって)	交通安全運動期間中における啓発活動(年4回)、交通安全教育等の実施(随時)、街頭指導活動の推進、交通死亡事故多発警報発令に伴う交通安全啓発(随時)、交通安全功労者表彰(年1回)										
開始年度	H16	終了・見直し 予定年度	R5	根拠 規定等	守山野洲交通安全協会事業補助金交付要綱						
改定 履歴	改定 年度	なし	改定 内容	なし							
補助率・額	啓発事業等の50%					上限額	予算の範囲内				
積算根拠	当協会における交通安全対策費及び地域交通安全推進啓発補助費の50%の範囲内であり、かつ予算の範囲内			補助対象経費	交通安全のための意識の普及啓発指導に関する事業、交通安全教育の推進に関する事業						

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市 実績	補助金交付額(A)	784千円	784千円	784千円	
	特定財源(国・県費等)	0千円	0千円	千円	
	一般財源	784千円	784千円	784千円	
交付先 団体 実績	収入総額	10,894千円	11,090千円		
	うち自主財源	6,171千円	5,903千円		
	支出総額	8,308千円	8,509千円		
	補助対象経費(B)	4,253千円	4,684千円		
	補助率(A/B)	18.4%	16.7%		
	前年度からの繰越金	1,607千円	2,072千円		
当該年度積立金		0千円	0千円		
対象数	団体数	1団体	1団体	1団体	
成果(結果)指標		上段:目標(見込)	下段:実績	達成年度	目標値
人傷事故の発生件数(野洲市)		-	-	R7	50
		110件	93件		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適合の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○		市として支援すべき事業である。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○	季節に応じた交通安全運動の実施のほか、高齢者や死亡の事故に対する多発警報の発令は、市民生活の安全確保に直結しており、その施策の母体である当該協会への補助は、公益性があり、不可欠なものである。	
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	—		当該事業を実施できる唯一の団体であり、必要性和合理性が認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	—	交通事故の減少による損失の低減は、市民一人一人が享受する利益であり、継続的な支援により公平性が保たれている。	
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		一定の効果が認められる。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○	交通事故(人身事故)は、年々減少傾向にあり、市民一人ひとりが享受している利益になっていることから、当該協会の取り組みは、一定の効果があると考える	
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	△		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○		多額の繰越が発生しない事業運営に改められるよう働きかけられたい。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	×	当協会の活動は、本市が負担している補助金を上回る事業を展開されているうえ、負担率も低いので適格と言える。	
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	×	一方、多額の繰越金を有しているため、正確な資金計画の策定を求めている。	
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		定期的に事業の有効性を確認し、必要な見直しを図られたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	○	本補助金は、当該協会の事業費に対する補助率(50%以下)とされ、対象範囲を特定しているものではない。	
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	従って、近年において補助金の見直しを行っていないが、負担率が低いと、現時点で改訂理由は無いと考えている。	
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了(ゼロベースでの見直し)の時期を設定しているか	×		
二次評価 コメント	定期的に事業の有効性を確認し、必要な見直しを図るべきである。多額の繰越が発生しない事業運営に改めるよう働きかけること。			最終評価 <b>改善</b>



令和4年度 補助金等調書

No. 補03

補助金名称	野州市たばこ販売会事業補助金				種別	補助金					
担当部課	総務	部	税務	課	区分	事業費補助					
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	野州市たばこ販売会						
予算科目	会計	01	款	02	項	02	目	01	事業	03	税務管理費
実現したい状態	たばこ税収の増収及び喫煙環境の向上										
目的	対象 (誰を・何を)	喫煙者									
	意図 (どうしたいか)	①市内でのたばこの購入 ②喫煙環境(喫煙マナー等)の向上									
手段・活動内容 (どうやって)	①市内販売促進に関する啓発宣伝 ②喫煙環境の向上に資する清掃事業及び啓発等の事業										
開始年度	H16	終了・見直し 予定年度	R9	根拠 規定等	野州市たばこ販売会事業補助金交付要綱						
改定 履歴	改定 年度	H19	改定 内容	補助限度額の増額および補助基準(対象項目)の追加							
		H20		補助事業者名の変更							
補助率・額	①②対象事業費の100%				上限額	①310,000円②50,000円 ※予算の範囲内					
積算根拠	なし		補助対象経費	①市内販売促進に関する啓発宣伝 ②喫煙環境の向上に資する清掃事業及び啓発等の事業							

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市 実 績	補助金交付額(A)	150千円	150千円	150千円	
	特定財源(国・県費等)	0千円	0千円	0千円	
	一般財源	150千円	150千円	150千円	
交 付 先 団 体 実 績	収入総額	185千円	186千円		
	うち自主財源	35千円	36千円		
	支出総額	226千円	188千円		
	補助対象経費(B)	202千円	164千円		
	補助率(A/B)	74.3%	91.5%		
	前年度からの繰越金	43千円	2千円		
	当該年度積立金	0千円	0千円		
対象数	野州市たばこ販売会	1団体	1団体	1団体	
成果(結果)指標		上段:目標(見込) 下段:実績		達成年度	目標値
クリーンキャンペーン活動の実施		2回	2回	R4	2回
		2回	2回		
未成年者喫煙防止版取付・点検		月2~3回	月2~4回	R4	月2~4回
		月2~4回	月2~5回		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適合の説明と不適の場合、 その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○		このような考え方は、昨今の市民の理解が得られないのではないかと。市内の煙草消費拡大が市民全体の利益に繋がると言えるのか。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○	市内でのたばこ販売量が増加することによりたばこ税収が増加し、市民全体の利益につながる。また清掃活動等については、当然公益性が高いといえる。	
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		清掃及び啓発については、路上喫煙等対策事業で対応可能ではないかと。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○	目的を実現するために事業を実施できる唯一の団体である。	
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	△		喫煙者は減少傾向にあり、効果は得られにくい環境になっている。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	△	たばこ税収については、増税の影響により一時落ち込んだが、徐々に回復している。	
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	△		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	△		事業費が補助金額を上回っており、不足分を会費で賄っている。概ね適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	△		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		ほほえみやす21健康プランの取組みと矛盾したことを行っていないか。廃止すべきではないか。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	×	補助の目的から、適正な基準等を数値化することが困難であり、補助の終了時期についても同様。	
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	△	クリーンキャンペーンについては、他の補助制度等が活用できないか検討が必要。	
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了(ゼロベースでの見直し)の時期を設定しているか	×		

二次評価 コメント	市民の健康増進の取組みと逆行しており、市が補助すべき理由が薄れているため、廃止すべきものとする。清掃及び啓発については、路上喫煙等対策事業での対応を検討されたい。	最終評価 <b>廃止</b>
--------------	---	-------------------

令和4年度 補助金等調書

No. 補04

補助金名称	働き・暮らし応援センター運営事業補助金						種別	補助金			
担当部署	健康福祉	部	障がい者自立支援			課	区分	事業費補助			
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	社会福祉法人 あすこみっと						
予算科目	会計	01	款	03	項	01	目	02	事業	08	障がい者福祉対策事業費
実現したい状態	障がい者の地域における職業生活の自立、かつ、雇用の促進及び職業の安定										
目的	対象 (誰を・何を)	就労希望者、離職者の就業に向けた支援を受けようとする障がい者									
	意図 (どうしたいか)	職業生活の自立、かつ、雇用の促進及び職業の安定									
手段・活動内容 (どうやって)	雇用支援ワーカー、生活支援ワーカー、職場開拓員、就労サポーターにより、個別支援計画を策定し就業に向けた支援、社会生活に必要な相談支援、雇用企業の開拓をし、障がい者の職場適応・定着支援を行う										
開始年度	H20	終了・見直し 予定年度	R8	根拠 規定等	野洲市障害者働き・暮らし応援センター 事業補助金交付要綱						
改定 履歴	改定 年度	改定 内容									
補助率・額	県補助事業：県1/2、市1/2（4市で負担）						上限額	予算の範囲内			
積算根拠	経費に20分の7を乗じて得た額を草津市・守山市・栗東市及び本市の人口の総数で除して得た額に本市の当該人口を乗じて得た額及び当該経費に80分の3を乗じて得た額の合計額						補助対象経費	職員の設置に必要な人件費及び事務費			

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額 (A)	491 千円	489 千円	485 千円	
	特定財源 (国・県費等)	千円	千円	0 千円	
	一般財源	491 千円	489 千円	485 千円	
交付先 団体実績	収入総額	5,593 千円	5,526 千円		
	うち自主財源	千円	千円		
	支出総額	7,176 千円	8,116 千円		
	補助対象経費 (B)	5,526 千円	5,526 千円		
	補助率 (A/B)	8.9%	8.8%		
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円		
対象数	湖南4市登録者数	1,379 人	1,454 人		
成果 (結果) 指標		上段：目標(見込) 下段：実績		達成年度	目標値
登録者数 (4市合計)		1,379 人	1,454 人	R5~8	1,500
職場開拓 (広域による支援事業所数)		132 所	219 所	R5~8	230

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	—		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○	障がい者の円滑な雇用施策支援は市の責務である。	市として支援すべき事業である。
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	県の補助事業であり、湖南地域4市による共同事業であるため、市単独事業とするよりも経費に対する効果が大きい。また、専門的な従事者が必要であり、直接実施は困難である。	効率的、効果的に実施できている。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	—	公益事業として実施していただいており、毎年補助金以外の赤字部分については、拠点区分間繰入金にて対応されている。	概ね適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	—		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	県の補助事業であり、湖南地域4市による共同事業であるため、県・各市によるチェック機能が働いている。	引き続き適正かつ効果的な事業となるよう確認するとともに、市内の方の登録と利用の促進を図りたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	○		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	×		

二次評価 コメント	引き続き適正かつ効果的な事業となるよう確認するとともに、市内の方の登録と利用の促進を図るべきである。	最終評価	継続
--------------	--	------	----

令和4年度 補助金等調書

No. 補05

補助金名称	野洲市老人クラブ連合会活動補助金				種別	補助金					
担当部課	健康福祉	部	高齢福祉	課	区分	運営費補助					
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市老人クラブ連合会						
予算科目	会計	01	款	03	項	01	目	05	事業	06	介護予防生きがい対策事業費
実現したい状態	高齢者の生きがいづくりや健康づくりの推進のため、野洲市老人クラブ連合会の運営にかかる費用を補助する。										
目的	対象 (誰を・何を)	市全体の高齢者									
	意図 (どうしたいか)	多くの市内高齢者が、連合会の活動に参加できるようにする。また、新規クラブの立ち上げを推進する。									
手段・活動内容 (どうやって)	連合会の運営に必要な費用について支援することにより、市老人クラブ連合会が全会員を対象とした様々な事業の企画や連絡調整等を行う。										
開始年度	H16	終了・見直し 予定年度	R7	根拠 規定等	野洲市高齢者福祉関係団体等補助金交付要綱						
改定履歴	改定年度	改定内容									
補助率・額	規定なし				上限額	予算の範囲内					
積算根拠	58円×クラブ員数+ 50,000円×7地区			補助対象経費	老人クラブ連合会の運営費用						

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額 (A)	589 千円	573 千円	544 千円	
	特定財源 (国・県費等)	289 千円	277 千円	258 千円	
	一般財源	300 千円	296 千円	286 千円	
交付先団体実績	収入総額	602 千円	602 千円		
	うち自主財源	14 千円	28 千円		
	支出総額	602 千円	602 千円		
	補助対象経費 (B)	589 千円	573 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円		
対象数	市内65歳以上人口	13,297 人	13,530 人	13,530 人	
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込)	下段: 実績	達成年度	目標値
老人クラブ会員数		4,500 人	4,400 人	R4	4,000人
		4,245 人	3,845 人		
老人クラブ数		85 ｸﾗﾌ	81 ｸﾗﾌ	R4	79クラブ
		79 ｸﾗﾌ	77 ｸﾗﾌ		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適合の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○	老人福祉法第10条の3第1項で、市町村は老人クラブその他老人福祉増進のため事業を行う者の活動の連携、調整を図る等地域の実情に応じた体制整備に努めなければならない旨記載があるため、公益性は保たれていると考える。	市内の高齢者は誰でも加入できる団体であり、健康長寿に資する活動であるため、公益性が認められる。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに 대응する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	市内各老人クラブを支援できる団体は、市老人クラブ連合会のみである。	他に担える団体はなく、公平性が認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	クラブ数は減少傾向にある。しかし、市老人クラブ連合会が主体となって、各老人クラブの活動補助や、連絡調整を行うことで、市内の高齢者の生きがい創出や、つながり強化が実現できている。	会員、クラブが減少傾向にあり、効果は低減している。会員や単位クラブの活動を支え、活性化させる連合会の役割を果たされるよう取り組まれない。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○	余剰が出た場合は、年度末に精算処理を行っている。	適格に処理されている。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	県からの市町老人クラブ連合会事業補助が継続されているため、終了 (廃止) は設定しない。	県との協調補助であっても、定期的に効果や必要性の確認を行い、必要な見直しを図りたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	○		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	会員や単位クラブの活動を支え、活性化させる連合会の役割が果たされるよう、定期的に効果や必要性の確認を行い、必要な見直しを図りたい。	最終評価 <b>継続</b>
--------------	---	-------------------

令和4年度 補助金等調書

No. 補06

補助金名称	野洲市老人クラブ連合会特別事業補助金					種別	補助金
担当部課	健康福祉	部	高齢福祉		課	区分	事業費補助
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市老人クラブ連合会		
予算科目	会計 01	款 03	項 01	目 05	事業 06	介護予防生きがい対策事業費	
実現したい状態	高齢者の生きがいづくりや健康づくりの推進のため、野洲市老人クラブ連合会の特別事業実施にかかる費用を補助する。						
目的	対象 (誰を・何を)	市全体の高齢者					
	意図 (どうしたいか)	特別事業の実施を支援し、さらなる高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進する。					
手段・活動内容 (どうやって)	野洲市老人クラブ連合会に対して補助金を交付することにより、特別事業の実施を支援する。 (特別事業：リーダー養成、外部指導者招聘、世代間交流、会員以外の者の参加、情報提供・相談活動、地域的・モデル的活動の促進事業)						
開始年度	H16	終了・見直し 予定年度	R7	根拠 規定等	野洲市高齢者福祉関係団体等補助金交付要綱		
改定履歴	改定年度	改定内容					
補助率・額	規定なし				上限額	予算の範囲内	
積算根拠	なし		補助対象経費	特別事業実施にかかる費用			

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額 (A)	460 千円	460 千円	460 千円	
	特定財源 (国・県費等)	156 千円	177 千円	177 千円	
	一般財源	304 千円	283 千円	283 千円	
交付先団体実績	収入総額	460 千円	460 千円		
	うち自主財源	0 千円	0 千円		
	支出総額	460 千円	460 千円		
	補助対象経費 (B)	460 千円	460 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円		
対象数	市内65歳以上人口	13,297 人	13,530 人	13,530 人	
成果 (結果) 指標		上段：目標(見込)	下段：実績	達成年度	目標値
老人クラブ会員数		4,500 人	4,400 人	R4	4,000人
		4,245 人	3,845 人		
特別養護老人ホーム等施設奉仕作業参加人数		155 人	160 人	R4	160人
		157 人	152 人		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○	老人福祉法第10条の3第1項で、市町村は老人クラブその他老人福祉増進のため事業を行う者の活動の連携、調整を図る等地域の実情に応じた体制整備に努めなければならない旨記載があるため、公益性は保たれていると考える。	市内の高齢者は誰でも加入できる団体であり、健康長寿に資する活動であるため、公益性が認められる。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	特別事業は、リーダー育成や、広域的な世代間交流等、特に市老人クラブ連合会に活動実施が期待される事業である。	他に担える団体はなく、公平性が認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	単位クラブのリーダーに対して助言を行い、資質向上を図ることにより、各クラブの繋がりが活性化を支援することができた。高齢者のやりがい創出され、互助意識構築に繋がっている。	会員の獲得に繋がる魅力ある事業となるよう工夫されたい。アンケート等によって対象者のニーズを汲み取り、有効性の向上に役立てられたい。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○	余剰が出た場合は、年度末に精算処理を行っている。	適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	市町老人クラブ連合会 (特別事業分) 補助が継続されているため、終了 (廃止) は設定しない。	県との協調補助であっても、定期的な効果や必要性の確認を行い、必要な見直しを図られたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	○		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	会員の獲得に繋がる魅力ある事業となるよう工夫すべきである。アンケート等によって対象者のニーズを汲み取り、有効性の向上に役立てられたい。 原課の評価では概ね適合とされているが、上記の理由により最終評価は改善とする。	最終評価 <b>改善</b>
--------------	---	-------------------

# 令和4年度 補助金等調書

No. 補07

補助金名称	野洲市老人クラブ連合会創造推進員設置事業補助金				種別	補助金
担当部署	健康福祉	部	高齢福祉		課	区分
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市老人クラブ連合会	
予算科目	会計	01	款	03	項	01
				目	05	事業
					06	介護予防生きがい対策事業費
実現したい状態	野洲市老人クラブ連合会が、滋賀県老人クラブ連合会や市町村を超えた老人クラブ間の連携強化、市町老人クラブ連合会全域の活動活性化と新たな会員確保等を目的とし、創造推進員を設置するために必要な経費を補助する。					
目的	対象 (誰を・何を)	市全体の高齢者				
	意図 (どうしたいか)	他の老人クラブ連合会との連携強化や新たな会員確保を推進する。また、新しいクラブの創設を支援する。				
手段・活動内容 (どうやって)	創造推進員を設置することにより、他の老人クラブ連合会との連携強化や新たな会員確保を図るとともに、新しいクラブの創設を支援する。					
開始年度	H16	終了・見直し 予定年度	R7	根拠 規定等	野洲市高齢者福祉関係団体等補助金交付要綱	
改定履歴	改定年度	改定内容				
補助率・額	規定なし			上限額	予算の範囲内	
積算根拠	30,000円×活動月数×1/2×2人		補助対象経費	創造推進員設置費用		

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額 (A)	360 千円	360 千円	360 千円	
	特定財源 (国・県費等)	240 千円	120 千円	120 千円	
	一般財源	120 千円	240 千円	240 千円	
交付先団体実績	収入総額	360 千円	360 千円		
	うち自主財源	0 千円	0 千円		
	支出総額	360 千円	360 千円		
	補助対象経費 (B)	360 千円	360 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円		
対象数	市内65歳以上人口	13,297 人	13,530 人	13,530 人	
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込)	下段: 実績	達成年度	目標値
老人クラブ会員数		4,500 人	4,400 人	R4	4,000人
		4,245 人	3,845 人		
老人クラブ数		85 クラブ	81 クラブ	R4	79クラブ
		79 クラブ	77 クラブ		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○	老人福祉法第10条の3第1項で、市町村は老人クラブその他老人福祉増進のため事業を行う者の活動の連携、調整を図る等地域の実情に応じた体制整備に努めなければならない旨記載があるため、公益性は保たれていると考える。	市内の高齢者は誰でも加入できる団体であり、健康長寿に資する活動であるため、公益性が認められる。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	創造推進員は、本市の高齢者福祉の推進に理解があり、地域活動の指導者としての経験も備えている者で、老人クラブの会員を牽引しなければならない人員であるため、連合会に設置される必要がある。	会員数の減少により、県補助が減額となっているが、単位クラブの維持と活性化を図るため、継続的に支援していく必要がある。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	単位クラブの運営維持や、新規立上げの伴走支援を行っており、各団体の負担軽減や抛り所として大きな役割を果たしている。創造推進員のしかけや助言が自主活動に繋がった例もある。	創造推進員が支援したクラブ数など、効果の把握に努められたい。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○	余剰が出た場合は、年度末に精算処理を行っている。	適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	県からの新しい老人クラブ創造推進員設置事業補助金が継続されているため、終了 (廃止) は設定しない。	県との協調補助であっても、定期的に効果や必要性の確認を行い、必要な見直しを図られたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	○		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	支援を維持していく必要性を説明するため、創造推進員の活動実績等により、効果の把握に努めること。原課の評価では概ね適合とされているが、上記の理由により最終評価は改善とする。	最終評価 <b>改善</b>
--------------	---	-------------------

# 令和4年度 補助金等調書

No. 補08

補助金名称	野洲市老人クラブ連合会スポーツ大会補助金				種別	補助金
担当部課	健康福祉	部	高齢福祉		課	区分
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市老人クラブ連合会	
予算科目	会計	01	款	03	項	01
				目	05	事業
					06	介護予防生きがい対策事業費
実現したい状態	高齢者の生きがいづくりや健康づくり推進のため、野洲市老人クラブ連合会が実施するスポーツ大会にかかる費用を補助するもの。					
目的	対象 (誰を・何を)	市全体の高齢者				
	意図 (どうしたいか)	生きがいの増進、健康推進、スポーツを通じた交流の場づくり				
手段・活動内容 (どうやって)	市老人クラブ連合会によるスポーツ大会事業の実施					
開始年度	H16	終了・見直し 予定年度	R7	根拠 規定等	野洲市高齢者福祉関係団体等補助金交付要綱	
改定 履歴	改定 年度	改定 内容				
補助率・額	規定なし			上限額	予算の範囲内	
積算根拠	ウォーキング大会 50,000円 その他スポーツ大会 300,000円		補助対象経費	スポーツ大会事業費		

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額 (A)	259 千円	350 千円	350 千円	
	特定財源 (国・県費等)	172 千円	200 千円	200 千円	
	一般財源	87 千円	150 千円	150 千円	
交付先 団体 実績	収入総額	259 千円	351 千円		
	うち自主財源	0 千円	1 千円		
	支出総額	0 千円	351 千円		
	補助対象経費 (B)	259 千円	350 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円		
対象数	市内65歳以上人口	13,297 人	13,530 人	13,530 人	
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込)	下段: 実績	達成年度	目標値
老人クラブ会員数		4,500 人	4,400 人	R4	4,000人
		4,245 人	3,845 人		
スポーツ大会 (グラウンドゴルフ)		140 人	140 人	R4	140人
参加者数		136 人	137 人		

\*負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、 その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○	老人福祉法第10条の3第1項で、市町村は老人クラブその他老人福祉増進のため事業を行う者の活動の連携、調整を図る等地域の実情に応じた体制整備に努めなければならない旨記載があるため、公益性は保たれていると考える。	市内の高齢者は誰でも加入できる団体であり、健康長寿に資する活動であるため、公益性が認められる。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	高齢者を対象とした大規模なスポーツ大会の実施は市老人クラブ連合会にしかできないと考える。	他に担える団体はなく、公平性が認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	市老人クラブ連合会が事業を実施することで、大規模なスポーツ大会が実現でき、それにより多くの高齢者の生きがいが創出できている。	クラブへの加入や継続の動機付けとなる魅力的な事業となるよう工夫されたい。効果の把握に繋がる指標の設定を検討されたい。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○	余剰が出た場合は、年度末に精算処理を行っている。	参加者は単位クラブの会費として一部負担がなされている。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	県からの市町老人クラブ連合会が行う健康づくり事業分の補助金が継続されているため、終了 (廃止) は設定しない。	県との協調補助であっても、定期的に効果や必要性の確認を行い、必要な見直しを図られたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	○		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	クラブへの加入や継続の動機付けとなる魅力的な事業となるよう工夫されたい。効果の把握に繋がる指標の設定を検討されたい。	最終評価 <b>継続</b>
--------------	--	-------------------

令和4年度 補助金等調書

No. 補09

補助金名称	野洲市老人クラブ連合会元気・やる気アップ事業補助金		種別	補助金	
担当部署	健康福祉	部	高齢福祉		課 区分
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市老人クラブ連合会
予算科目	会計	01	款	03	項
			01	目	05
			事業	06	介護予防生きがい対策事業費
実現したい状態	野洲市老人クラブ連合会の活動について主体性を尊重しながら促進するため、先駆的な実践活動を支援助成する。				
目的	対象 (誰を・何を)	市全体の高齢者			
	意図 (どうしたいか)	生きがいの増進、健康増進			
手段・活動内容 (どうやって)	高齢者の生きがいづくり事業（サークル活動の支援）を実施する。				
開始年度	H29	終了・見直し 予定年度	R7	根拠 規定等	野洲市高齢者福祉関係団体等補助金交付要綱
改定 履歴	改定 年度	改定 内容			
補助率・額	規定なし			上限額	予算の範囲内
積算根拠	なし		補助対象経費	健康生きがいづくりボランティア活動事業費用	

補助実績		実績		予算額
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
市 実績	補助金交付額 (A)	816 千円	816 千円	816 千円
	特定財源 (国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円
	一般財源	816 千円	816 千円	816 千円
交付先 団体 実績	収入総額	837 千円	840 千円	
	うち自主財源	21 千円	24 千円	
	支出総額	837 千円	840 千円	
	補助対象経費 (B)	816 千円	816 千円	
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%	
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円	
	当該年度積立金	0 千円	0 千円	
対象数	市内65歳以上人口	13,297 人	13,530 人	13,530 人
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込) 下段: 実績		達成年度 目標値
老人クラブ会員数		4,500 人	4,400 人	R4 4,000人
		4,245 人	3,845 人	
生きがいづくりサークル会員数		300 人	320 人	R4 300人
		266 人	266 人	

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、 その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○	老人福祉法第10条の3第1項で、市町村は老人クラブその他老人福祉増進のため事業を行う者の活動の連携、調整を図る等地域の実情に応じた体制整備に努めなければならない旨記載があるため、公益性は保たれていると考える。	連合会のサークル活動の参加者が、地域に持ち帰って普及促進を図る役割を担っている。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	生きがいづくり事業を主体となっており、多くの高齢者を牽引して行けるのは老人クラブ連合会以外にはないものと考えられる。	地域の高齢者への波及効果もあり、一定の公平性が認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業（団体）へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	生きがいづくり事業を老人クラブ連合会が主導して行うことにより、多くの高齢者が相互につながり合い、交流を深めることができている。	野洲市独自の活性化に資する優良事例と他自治体から評価されている。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業（団体）への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○	余剰が出た場合は、年度末に精算処理を行っている。	適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	本事業は、平成28年度までで市で実施していたが、費用対効果を考え、老人クラブ連合会に実施を依頼するようになった。本事業は高齢者の生きがいづくりに大きく寄与しており、また、事業実施にあたり、市からの補助は限定的であることから見直しが急務であるとは考えていない。	講師謝礼等の活動事業費は参加者が負担しており、補助は運営事務に限られ、効率的に実施されている。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	△		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了（ゼロベースでの見直し）の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	活動の実績と成果を示し、事業の効果を確認する必要がある。	最終評価 <b>継続</b>
--------------	------------------------------	-------------------

令和4年度 補助金等調書

No. 補10

補助金名称	小地域ふれあいサロン事業推進事業補助金				種別	補助金
担当部課	健康福祉	部	高齢福祉	課	区分	事業費補助
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市社会福祉協議会	
予算科目	会計	01	款	03	項	01
				目	13	事業
				03	介護分野重層的支援体制整備事業費	
実現したい状態	高齢者の生きがいづくりや閉じこもり予防、地域の支え合い活動の推進及び地域におけるサロン活動の活性化					
目的	対象 (誰を・何を)	野洲市社会福祉協議会が制定するサロン補助事業の対象団体				
	意図 (どうしたいか)	高齢者が住み慣れたまちで生き生きと安心して暮らせる地域社会の構築				
手段・活動内容 (どうやって)	サロン団体に対し野洲市社会福祉協議会を通じて補助金の交付を行う。					
開始年度	H18	終了・見直し 予定年度	R7	根拠 規定等	野洲市小地域ふれあいサロン事業推進事業補助金交付要綱	
改定履歴	改定年度	R3	改定内容	社協が団体へ交付する補助金の市の負担割合を、2分の1から10分の9に改正		
補助率・額	社協要綱に基づき社協が交付した補助金の額の10分の9			上限額	予算の範囲内	
積算根拠	社協が定める要綱に基づく。サロン参加人数や実施内容による補助額の階層区分あり。		補助対象経費	サロン活動に要する経費		

補助実績		実績		予算額
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
市実績	補助金交付額 (A)	1,323 千円	2,525 千円	5,406 千円
	特定財源 (国・県費等)	1,158 千円	2,209 千円	4,730 千円
	一般財源	165 千円	316 千円	676 千円
交付先団体実績	収入総額	1,323 千円	2,525 千円	
	うち自主財源	1,323 千円	281 千円	
	支出総額	2,646 千円	2,806 千円	
	補助対象経費 (B)	2,646 千円	2,806 千円	
	補助率 (A/B)	50.0%	90.0%	
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円	
	当該年度積立金	0 千円	0 千円	
対象数	実施自治会数 (サロン合計数)	65自治会 (80サロン)	63自治会 (82サロン)	88サロン
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込) 下段: 実績		達成年度 目標値
サロン団体数		80 サロン	82 サロン	R5 88
サロン開催数		734 回	829 回	R5 880

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適合の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○		多くの自治会で開設されており、広く高齢者に受益が及んでいる。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		社会福祉協議会を通じて各団体を支援するものであり、合理性が認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	介護予防の効果を高めるため、健康教育の受講や健康維持の活動 (百歳体操) を行った場合に補助金が加算されるよう改正した。	サロンの団体数と開催数が増加しており、一定の効果がみられる。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○		適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	高齢化が進む中、地域における高齢者の生きがいづくりや健康維持、閉じこもり予防は、より一層重要となるため、終了 (廃止) は設定しない。	定期的にニーズや効果を確認し、必要に応じて見直されたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	○		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	○		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	事業を拡充されたことによる効果について検証すべきである。	最終評価 <b>継続</b>
--------------	------------------------------	-------------------



# 令和4年度 補助金等調書

No. 補11

補助金名称	野州市病児保育事業(病児・病後児対応型)補助金				種別	補助金
担当部課	健康福祉	部	こども		課	制度的補助
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	医療法人くれよん うえだこどもクリニック	
予算科目	会計	01	款	03	項	02
				目	01	事業
					03	児童対策推進事業費
実現したい状態	病気又はその回復期にあるために集団保育等が困難な児童を一時的に保育することにより、当該児童の保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、当該児童の健全な育成及び資質の向上に寄与する。					
目的	対象 (誰を・何を)	保護者および児童				
	意図 (どうしたいか)	保護者の子育て及び就労の両立を支援する。 児童の健全な育成及び資質の向上に寄与する。				
手段・活動内容 (どうやって)	病気又はその回復期にあるために集団保育等が困難な児童を一時的に保育する。					
開始年度	H29	終了・見直し 予定年度	R9	根拠 規定等	野州市病児保育事業(病児・病後児対応型)補助金	
改定 履歴	改定 年度	R1	改定 内容	補助金額の見直し。		
		R3		補助金額の見直し。		
補助率・額	補助金交付要綱第5条2項のとおり (年間延べ利用児童数に応じた額)			上限額	補助金交付要綱 第5条2項のとおり	
積算根拠	子ども・子育て支援交付金交付要綱および滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱で定める額		補助対象経費	事業に伴う人件費、給食費その他補助対象事業の実施に要する経費		

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額 (A)	23,763 千円	22,746 千円	23,530 千円	
	特定財源 (国・県費等)	15,842 千円	15,164 千円	15,686 千円	
	一般財源	7,921 千円	7,582 千円	7,844 千円	
交付先団体実績	収入総額	38,593 千円	44,876 千円		
	うち自主財源	14,830 千円	22,130 千円		
	支出総額	38,593 千円	44,876 千円		
	補助対象経費 (B)	38,593 千円	44,876 千円		
	補助率 (A/B)	61.6%	50.7%		
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円		
対象数	利用者数	1,130 人	995 人	1,000 人	
成果(結果)指標		上段: 目標(見込)	下段: 実績	達成年度	目標値
事業者数		1 か所	1 か所	R6	1
		1 か所	1 か所		
利用者数		1,200 人	1,200 人	R6	1,200
		1,130 人	995 人		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適合の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○	子ども・子育て支援法第59条および61条に基づき、野州市子ども・子育て支援事業計画で定められた事業である。	市として支援すべき事業である。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	目的を実現するために事業を実施できる唯一の団体と考える。	事業を実施できる唯一の団体であり、公平と認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	コロナ禍の影響で減少傾向であったが、他市を大きく上回る事業実績であり、ニーズの高さが表れている。	コロナ禍で利用者が減少しているが、一定の効果が認められる。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○	補助額については、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」および「滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱」で定める額。 なお、事業実施に伴い、事業実施施設において、保育室、安静室の確保が必要であり、さらに、事業者において保育士・看護師の配置が必須であることから恒常的に経費が発生する事業である。	適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	他市を大きく上回る事業実績から、補助対象者による事業実施効果は非常に高いことが明確である。 補助額については、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」および「滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱」で定める額である。	利用者数に応じた補助額となっており、適正と認められる。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	○		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	○		
	⑤ 補助の終了(ゼロベースでの見直し)の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	効果的に事業が実施されていると評価できる。	最終評価 <b>継続</b>
--------------	-----------------------	-------------------

令和4年度 補助金等調書

No. 補12

補助金名称	保育士等保育料補助事業費補助金										種別	補助金	
担当部課	健康福祉部	部	こども					課	区分	支援・扶助的補助			
交付先種別	個人	交付対象数	4		団体名等	個人							
予算科目	会計	01	款	03	項	02	目	01	事業	03	児童対策推進事業費		
実現したい状態	①潜在保育士等に保育士等の資格を生かした就労の機会を提供し、誰もが活躍できる社会の実現 ②市内の保育所等における保育及び教育の担い手の増加に伴う市内の待機児童の解消												
目的 (誰を・何を)	対象	①小学生以下の児童がいる潜在保育士等であって、 ①対象施設に新たに勤務しようとする者 ②既に対象施設に勤務しているものであって、補助金を交付する年度の前年度又は前々年度に補助金の交付を受けた者 ③対象施設に勤務しており、産後休暇又は育児休暇から復帰する者 ④対象施設に勤務しており、1週間当たり30時間未満又は1事業年度当たり3月未満の勤務をしていた者 ⑤その他市長が特に必要と認められた者											
	意図 (どうしたいか)	①潜在的保育士等への就労の機会の提供 ②子を持つ保育士等の金銭的負担の軽減 ③待機児童の解消											
手段・活動内容 (どうやって)	小学生以下の児童がいる潜在保育士等が保育士等の資格を生かして就労することに伴い発生する当該児童の保育所等の利用に係る保育料に対し、予算の範囲内において野洲市保育士等に係る保育料補助金を交付する。												
開始年度	H29	終了・見直し 予定年度	R9		根拠 規定等	野洲市保育士等に係る保育料補助金交付要綱							
改定 履歴	改定 年度	R2及びR4	改定 内容	対象施設の修正									
	R3	第5条の2及び第6条の削除											
補助率・額	補助基準額の1/4以内					上限額	648,000円						
積算根拠	なし			補助対象経費	対象保育士の児童の保育所等の利用に係る保育料								

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額 (A)	766 千円	224 千円	2,430 千円	
	特定財源 (国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円	
	一般財源	766 千円	224 千円	2,430 千円	
交付先 団体実績	収入総額	3,067 千円	896 千円		
	うち自主財源	2,301 千円	672 千円		
	支出総額	3,067 千円	896 千円		
	補助対象経費 (B)	3,067 千円	896 千円		
	補助率 (A/B)	25.0%	25.0%		
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円		
対象数	補助金利用者数	12 人	4 人	-	
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込)	下段: 実績	達成年度	目標値
補助金利用者数		10 人	10 人	R4	15
三方よし人材バンク【採用者数】		-	-	R4	40
		29 人	33 人		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、 その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○	社会問題である待機児童の早急な解消及び保育士の増加の為に必要な事業である。	補助の効果が市全体に利益を及ぼしていると評価できる。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	野洲市保育士等に係る保育料補助金交付要綱に基づき、適正かつ公平に交付先の決定を行っている。	対象者を支援することにより、市全体の保育の確保に繋がっている。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	補助金の交付により潜在的保育士等の就労の機会が増加し、採用人数の増加につながっている。	保育士の確保に一定の効果があると認められる。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○	野洲市保育士等に係る保育料補助金交付要綱に基づき、適切に補助金の交付を行っている。	個人に対する支援であり、この項目は評価にならない。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	—		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	—		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	野洲市保育士等に係る保育料補助金交付要綱に基づき、補助対象、補助率、上限額を明確に提示している。	適正と認められる。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	○		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	○		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	—		
二次評価 コメント	適正に実施されており、保育士の確保に一定の効果があると認められる。			最終評価 <b>継続</b>

令和4年度 補助金等調書

No. 補13

補助金名称	保育費運営事業補助金					種別	補助金				
担当部課	健康福祉	部	こども		課	区分	運営費補助				
交付先種別	団体	交付対象数	5	団体名等	市内民間保育所・認定こども園						
予算科目	会計	01	款	03	項	02	目	05	事業	02	民間保育所運営補助事業費
実現したい状態	民間保育所等の保育の質の維持・向上。										
目的	対象 (誰を・何を)	保護者、児童。									
	意図 (どうしたいか)	保護者が、就労や疾病等の理由により、家庭における育児が困難である就学前の児童を保育する環境を整える。									
手段・活動内容 (どうやって)	民間保育所等へ補助金を交付する。										
開始年度	H14	終了・見直し 予定年度	R9	根拠 規定等	野州市私立認可保育所等運営補助金交付要綱						
改定 履歴	改定 年度	R2	改定 内容	補助率を6%から5%へ改定							
補助率・額	平成30年度基本分単価の100分の5相当額に各月年齢別在籍児童数を乗じた額					上限額	予算の範囲内				
積算根拠	野州市私立認可保育所等運営補助金交付要綱別表の通り			補助対象経費	私立認可保育所等における保育事業において、運営費の加算分として、保育の充実と児童福祉の増進を図るための経費						

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額 (A)	24,166 千円	24,588 千円	27,830 千円	
	特定財源 (国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円	
	一般財源	24,166 千円	24,588 千円	27,830 千円	
交付先団体実績	収入総額	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円		
	支出総額		千円		
	補助対象経費 (B)		千円		
	補助率 (A/B)				
	前年度からの繰越金	千円	千円		
当該年度積立金	千円	千円			
対象数	市内民間保育所・認定こども園	5 園	5 園	5 園	
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込)	下段: 実績	達成年度	目標値
待機児童数 (公立・民間)		0 人	0 人	R6	0
		52 人	40 人		
入所児童数 (公立・民間)		1,110 人	1,110 人	R6	1,316
		1,112 人	1,110 人		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適合の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○		保育の確保は市として取り組むべきものである。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○	児童福祉法および子ども子育て支援法に基づき、保護者が就労や疾病等の理由により、家庭における育児が困難である就学前の児童を保育する必要がある。	
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		市内の民間園に対し、公平に支援している。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○	市内民間保育園・認定こども園への補助である。	
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	各法人の現況報告書より、5園中4園については監査報告により改善を求められた事項はなく、改善を求められた1園についても迅速に対応しており、民間保育所等の保育の質の維持・向上及び安定的な経営ができたと言える。	園児数に応じた補助であり、待機児童数の削減に一定の効果が認められる。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○		適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	—		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	—		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		今後も費用に関して精査を行っていく必要がある。  定期的に検証し、必要に応じて見直しを図りたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	○		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	△		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	○		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	×		

二次評価 コメント	定期的に検証し、必要に応じて見直しを図りたい。	最終評価 <b>継続</b>
--------------	-------------------------	-------------------

令和4年度 補助金等調書

No. 補14

補助金名称	創業支援補助金						種別	補助金				
担当部署	環境経済	部	商工観光			課	区分	その他				
交付先種別	個人	交付対象数	7	団体名等	個人							
予算科目	会計	01	款	07	項	01	目	02	事業	01	商工振興事業費	
実現したい状態	独立・開業・起業を検討している意欲のある人材への補助を行い、市内での創業促進を図る。											
目的	対象 (誰を・何を)	令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)の間に創業している又は創業を予定している小規模企業者で次の1～6全てに該当する方 1. 市内に事業所を設置して事業を営んでいる又は営もうとしている。 2. 野洲市商工会が実施する「創業塾」(令和3年10月3日～31日、毎週日曜日、全5回開催予定のもの)を受講して修了し、野洲市商工会から補助金の申請に係る確認を受けている。 3. 市町村税及び国民健康保険税を滞納していない。 4. 実績報告を提出する日まで市内で事業を継続している。 5. 許認可を要する業種の場合、許可を受けている又は受けることが確実である。 6. 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係をもっていない。										
	意図 (どうしたいか)	市内の事業者が増えることで、地域社会の形成と発展、雇用創出など多様な社会参画を支え、市民生活の向上につながる。										
手段・活動内容 (どうやって)	野洲市商工会が実施する「創業塾」(令和3年10月3日～31日、毎週日曜日、全5回開催予定のもの)を受講して修了し、野洲市商工会から補助金の申請に係る確認を受ける。											
開始年度	R3	終了・見直し 予定年度	R7	根拠 規定等	野洲市創業支援補助金交付要綱							
改定 履歴	改定 年度	なし	改定 内容	なし								
補助率・額	補助対象経費の2分の1以内の額						上限額	補助限度額20万円				
積算根拠	なし			補助対象経費	謝金、旅費、事業費、書類作成費、委託費、店舗等借入費、設備費、広告宣伝費							

補助実績		実績		予算額			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
市 実 績	補助金交付額(A)	—	千円	600千円	1,400千円		
	特定財源(国・県費等)	—	千円	0千円	千円		
	一般財源	—	千円	600千円	1,400千円		
交 付 先 団 体 実 績	収入総額	—	千円	—	千円		
	うち自主財源	—	千円	—	千円		
	支出総額	—	千円	—	千円		
	補助対象経費(B)	—	千円	—	千円		
	補助率(A/B)	—	—	—	—		
	前年度からの繰越金	—	千円	—	千円		
	当該年度積立金	—	千円	—	千円		
対象数	創業塾受講者数	11	人	11	人	20	人
成果(結果)指標		上段:目標(見込) 下段:実績		達成年度	目標値		
創業塾を受けて創業をした者		11	人	12	人	R4	8人
		3	人	3	人		
補助金申請者		—	—	5	人	R4	7人
		—	—	3	人		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	△	コロナ禍において、小規模店舗等は、経営の安定化や後継者の確保が課題となっており、このような情勢のなか創業する意志を持つ人材は極めて貴重である。	商工業の振興と活性化を図るため、市が支援すべきものである。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○	新たに事業展開を志す事業者への支援が必要とされており、現在の社会的情勢として直ちに対応する必要がある。	
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		要件を明確に示しており、公平と認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○	申請書類に基づき、適正かつ公平に審査を行っている。	
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		受講者を創業に繋げる一定の効果が認められる。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○	創業塾を受けて、事業を開始した者の初期の費用を支援することで、今後の事業を継続していく上で有効に機能している。	
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	—		—
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	—		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	—		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	—		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		年ごとの市内の創業希望者や創業塾への参加者数等を鑑みて、見直しを行う予定。  ニーズや実際の創業者の状況を確認し、支援方法が妥当であるかの検証を適宜行っていく必要がある。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	△		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	○		
	⑤ 補助の終了(ゼロベースでの見直し)の時期を設定しているか	○		
二次評価 コメント	今後の状況を確認し、支援方法が妥当であるか適宜検証を行われたい。			最終評価 <b>継続</b>

令和4年度 補助金等調書

No. 補15

補助金名称	元気な学校づくり事業補助金						種別	補助金
担当部署	教育委員会	部	学校教育			課	区分	事業費補助
交付先種別	団体	交付対象数	10	団体名等	市内小中学校及び一部幼稚園			
予算科目	会計 01	款 10	項 01	目 03	事業 06	総合学習推進事業費		
実現したい状態	野洲市立の小学校、中学校及び幼稚園での教育活動を支援することにより、市の教育活動の振興を図る。							
目的	対象 (誰を・何を)	子どもたちがいろいろなことに興味関心をもち、考えたり、試したり、友達と思いを共有し、協力しながら遊ぶ中で、できた喜びや満足感を感じ、「もっとしてみたい」と次への意欲へとつながる保育実践を行う。						
	意図 (どうしたいか)	主体的、対話的で深い学びにつながる遊びの環境構成や支援のあり方を探り、自ら考え行動できる子どもを育てる。						
手段・活動内容 (どうやって)	(1) 興味関心のある遊びや保育者の経験してほしい遊びを保育の中に取り入れながら、子どもが心を動かし、遊ぶ環境を工夫 (2) 自分の思いを安心して友達に伝えたり、友達の思いや考えに気づき、一緒に考えたり相談したり協力しながら遊びを進めている環境や教師の支援のあり方を探る。 (3) 子どもが主体的に遊べる環境や支援について職員間で意見交流をし、実践、検証、考察を行う。 (4) 学年間で連携し、発達年齢や時期的なことも含め環境を再構成しながら取り組むを進める。							
開始年度	H24	終了・見直し 予定年度	R9	根拠 規定等	野洲市元気な学校づくり事業補助金交付要綱			
改定 履歴	改定 年度	改定 内容						
補助率・額	全額			上限額	300,000円を限度			
積算根拠	なし		補助対象経費 <small>子供及び幼稚園が独自の教育的価値の高い活動を実施するために必要なに掲げる経費 (1) 報償費、(2) 旅費、(3) 需用費、(4) 役員費、(5) 使田料及び賃借料</small>					

補助実績		実績		予算額
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
市 実 績	補助金交付額 (A)	1,100 千円	1,100 千円	1,100 千円
	特定財源 (国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円
	一般財源	1,100 千円	1,100 千円	1,100 千円
交 付 先 団 体 実 績	収入総額	1,100 千円	1,100 千円	
	うち自主財源	0 千円	0 千円	
	支出総額	1,100 千円	1,100 千円	
	補助対象経費 (B)	1,100 千円	1,100 千円	
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%	
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円	
	当該年度積立金	0 千円	0 千円	
対象数	市内小中学校及び園	小中9校 幼稚園2園 小中モデル2校	小中9校 幼稚園2園 小中モデル2校	小中9校 幼稚園2園 小中モデル2校
成果 (結果) 指標		上段：目標(見込) 下段：実績		達成年度 目標値
各校内容異なるが、例えば祇王小学校では、研究授業及び授業研究会年間7回、職員研修年間8回など。三上小学校では、地域の人・自然・文化に学ぶ時間の充実として年間20回程度授業実践を推進。				

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○		各校園の特色ある取り組みを支援することは公益性があると認められる。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	—		市立の小中学校と幼稚園を対象としており、公平と認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	コミュニティスクール導入に際し、事務内容、事務の所管課を検討中。令和4年度中にコミュニティスクール設立準備委員会を立ち上げ、会議を開催するなど進めています。	教員や児童・生徒の満足度等、成果を見える形で確認するよう努められたい。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	—		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	—		適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	コミュニティスクール導入に際し、事務内容、事務の所管課を検討中	コミュニティスクール事業の中で、地域と協働できる体制を構築し、更に事業の効果を高められたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	○		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	×		

二次評価 コメント	コミュニティスクールの導入により、事業の実効性と効率性の向上が図られるよう検討する必要がある。 原課の評価では概ね適合とされているが、上記の理由により最終評価は改善とする。	最終評価 <b>改善</b>
--------------	---	-------------------

# 令和4年度 補助金等調書

No. 補16

補助金名称	特別支援学級諸行事補助金						種別	補助金			
担当部課	教育委員会	部	学校教育			課	区分	事業費補助			
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市小中学校教育研究会特別支援教育部会						
予算科目	会計	01	款	10	項	02	目	01	事業	2 3	小学校管運営費 中学校管理運営費
実現したい状態	野洲市内の小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の自立と社会参加する力を培うため。										
目的	対象 (誰を・何を)	(1) 特別支援学級・学校間交流学習 (2) 校外学習・宿泊体験学習等の体験学習									
	意図 (どうしたいか)	多くの人との交流や成功体験は、児童生徒の自信につながり、自立や社会参画に向けた生活能力や社会適応能力及び意欲の高まりにつなげる。									
手段・活動内容 (どうやって)	通常学級との交流学習や特別支援学校との交流学習を通して、同じ地域で育つ子ども同士が理解を深め、共生していくための時間を重ねることができる。										
開始年度	H18	終了・見直し 予定年度	R9	根拠 規定等	野洲市特別支援学級諸行事補助金交付要綱						
改定履歴	改定年度	改定内容									
補助率・額	(小学校)3,000円×対象児童数+170,000円 (中学校)3,000円×対象児童数+90,000円						上限額				
積算根拠	補助対象経費						(1) 報償費、交通費、需用費、会場借上費等の事業費及び事務費 (2) その他特別支援学級に在籍する児童及び生徒が諸行事に参加するために市長が必要と認める経費				

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額 (A)	515 千円	830 千円	708 千円	
	特定財源 (国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円	
	一般財源	515 千円	830 千円	708 千円	
交付先団体実績	収入総額	515 千円	830 千円		
	うち自主財源	千円	0 千円		
	支出総額	515 千円	830 千円		
	補助対象経費 (B)	515 千円	830 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円		
対象数	市内の小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒	小学校 217人 中学校 69人	小学校 231人 中学校 71人		
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込) 下段: 実績		達成年度	目標値
各校により活動内容が異なるため、例えば、野洲小学校において交流学習は年間27回、カレンダー作成をし配布するなど年間10回の交流					

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○		市として支援すべき事業である。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	—		市内の小中学校全てを対象としており、公平と認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	—	日常的に大切にしている通常学級との交流学習や特別支援学校との交流学習を通して、同じ地域で育つ子ども同士が理解を深め、共生していくための時間を重ねることができ、多くの人と	効果は数値化するのは難しいが、一定の効果認められる。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○	の交流や成功体験は、児童生徒の自信につながり、自立や社会参画に向けた生活能力や社会適応能力及び意欲の高まりにつなげることができた。	
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	—		適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	—		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		概ね適正に実施されている。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	○		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	—		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	効果の確認ができる指標の設定を検討されたい。	最終評価
		継続

# 令和4年度 補助金等調書

No. 補17

補助金名称	野洲市ガールスカウト連絡協議会補助金					種別	補助金				
担当部課	教育	部	生涯学習スポーツ	課	区分	事業費補助					
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市ガールスカウト連絡協議会						
予算科目	会計	01	款	10	項	05	目	02	事業	03	青少年教育事業費
実現したい状態	青少年の健全育成										
目的	対象 (誰を・何を)	市内の成年までの女性									
	意図 (どうしたいか)	活動を通して得た経験や体験により、自分の意志で判断し、行動できるようになることを目指す。 ①自己開発、②人とのまじわり、③自然と共に									
手段・活動内容 (どうやって)	野外活動（キャンプ） 奉仕活動（クリーン作戦） 平和提唱（シンキングデイ：国際理解）										
開始年度	1984年	終了・見直し 予定年度	R9	根拠 規定等	野洲市社会教育関係団体活動補助金交付要綱						
改定履歴	改定年度	改定内容									
補助率・額	規定なし					上限額	100,000円				
積算根拠	なし		補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料							

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額（A）	97千円	49千円	64千円	
	特定財源（国・県費等）	千円	千円	千円	
	一般財源	97千円	49千円	64千円	
交付先団体実績	収入総額	210千円	135千円		
	うち自主財源	60千円	18千円		
	支出総額	144千円	80千円		
	補助対象経費（B）	110千円	49千円		
	補助率（A/B）	88.2%	100.0%		
	前年度からの繰越金	52千円	67千円		
当該年度積立金		5千円	0千円		
対象数	団員数	29人	22人		
成果（結果）指標		上段：目標（見込）	下段：実績	達成年度	目標値
活動事業		21事業	23事業		
		6事業	13事業		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適合の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○		青少年の健全育成に資する団体であり、その支援は公益性があると認められる。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○	青少年の健全育成と人格形成等を目的に地域への貢献度も大きく、ボランティア活動として行っている団体であることから公益性があると判断する。	
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		補助金交付要綱において、類似の団体も交付対象としており、公平と認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業（団体）へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	団体活動の中で自主性を育て、新しいことに挑戦し、自分で解決する力を身に付けることを目標に行われている当該団体が青少年の健全育成に寄与するところの意義は大きく、有効性がある。	一定の有効性があると認められる。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業（団体）への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	—		適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		補助率は1/2を基本として見直された。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	—		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了（ゼロベースでの見直し）の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	当該補助金と同じ要綱で交付されている他の補助金も含め、補助率は1/2を基本として見直すべきである。原課の評価では概ね適合とされているが、上記の理由により最終評価は改善とする。	最終評価 <b>改善</b>
--------------	---	-------------------

令和4年度 補助金等調書

No. 補18

補助金名称	野洲市学区人権啓発推進協議会補助金				種別	補助金
担当部課	総務部	部	人権施策推進課		課	運営費補助
交付先種別	団体	交付対象数	6	団体名等	野洲学区人権啓発推進協議会等	
予算科目	会計	01	款	10	項	05
				目	03	事業
					02	人権問題啓発推進事業費
実現したい状態	広く学区住民に理解・認識を深める啓発活動を推進し、人権が大切にされる差別のない地域社会を実現する。					
目的	対象 (誰を・何を)	学区住民				
	意図 (どうしたいか)	部落差別をはじめあらゆる差別を許さないまちをつくる。				
手段・活動内容 (どうやって)	地域の特性を生かした人権啓発を行うなど、地域住民の意識を変えるための活動。					
開始年度	H16	終了・見直し 予定年度	R8	根拠 規定等	野洲市学区人権啓発推進協議会補助金要綱	
改定 履歴	改定 年度	改定 内容				
補助率・額	規定なし			上限額	予算の範囲内	
積算根拠	なし		補助対象経費	協議会の運営に必要な経費		

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市 実 績	補助金交付額 (A)	653 千円	939 千円	1,860 千円	
	特定財源 (国・県費等)	千円	千円	千円	
	一般財源	653 千円	939 千円	1,860 千円	
交 付 先 団 体 実 績	収入総額	2,534 千円	2,636 千円		
	うち自主財源	985 千円	818 千円		
	支出総額	1,960 千円	2,049 千円		
	補助対象経費 (B)	1,960 千円	2,049 千円		
	補助率 (A/B)	33.3%	45.8%		
	前年度からの繰越金	635 千円	574 千円		
	当該年度積立金	千円	千円		
対象数	学区住民				
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込)	下段: 実績	達成年度	目標値
今の日本は、一人ひとりの人権が大切にされていると思う」肯定意見の割合 (意識調査結果)		50.0	50.0	R7	60.0
		46.5	46.5		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○		各学区の住民に継続して人権啓発を行っている。差別をなくすための取り組みは社会的要請として対応する必要がある。  市として実施すべき事業である。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		地域の課題に対応した啓発をすすめるために人権啓発事業を実施できる唯一の団体である。  全市民を対象に、全ての学区に対して支援しており、公平と認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	野洲市人権啓発推進協議会へも補助金を交付しているが、各学区の特性にあわせて人権啓発を実施している。また、地区別懇談会の開催に向けた支援をしている。	指標の向上が見られないため、助言や情報提供等による支援も検討されたい。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	○		各学区の事務局が、補助金の処理を適正に行っている。また、各学区にて応分の自主財源を確保している。  適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	各学区人推協事業費に対する補助であり、より効果的な啓発のため各学区が工夫し実施している。コロナ禍により事業が中止となっている現在は自主財源にて運営可能な団体もあるが、補助の終了は学区における啓発事業に、資金面で支障をきたすため考慮していない。	市が実施を依頼している事業であり、補助率についてはやむを得ない。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	△		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	×		

二次評価 コメント	各学区の自主性を尊重しつつ、事業効果の向上を図るための助言や支援も検討する必要がある。	最終評価  <b>継続</b>
--------------	---	-----------------------



令和4年度 補助金等調書

No. 補19

補助金名称	野洲市人権啓発推進協議会補助金					種別	補助金				
担当部署	総務部	部	人権施策推進課		課	区分	運営費補助				
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市人権啓発推進協議会						
予算科目	会計	01	款	10	項	05	目	03	事業	02	人権問題啓発推進事業費
実現したい状態	あらゆる人権課題の解決にむけ、広く市民に理解・認識を深める啓発活動を推進し、人権が大切にされる差別のない社会を実現する。										
目的	対象 (誰を・何を)	市民									
	意図 (どうしたいか)	部落差別をはじめあらゆる差別を許さない、みんなのいのちが輝くまちをつくる。									
手段・活動内容 (どうやって)	人権作品の募集・表彰や人権YASUの開催。また、機関紙を発行して人権問題の正しい知識を提供し市民意識を変えるための事業を実施している。事業等の進捗状況については、毎月1回会議を開催し活動の確認や各学区人権啓発推進協議会との情報共有を行うことで、コロナ禍の中でも、より効果的な人権啓発を行なっている。										
開始年度	H16	終了・見直し 予定年度	R8	根拠 規定等	野洲市人権啓発推進協議会補助金要綱						
改定 履歴	改定 年度	R3	改定 内容	補助金交付額を、1,580千円から1,380千円とした。							
補助率・額	規定なし					上限額	予算の範囲内				
積算根拠	なし		補助対象経費	協議会の運営に必要な経費							

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市 実 績	補助金交付額 (A)	1,191 千円	1,380 千円	1,380 千円	
	特定財源 (国・県費等)	212 千円	207 千円	207 千円	
	一般財源	979 千円	1,173 千円	1,173 千円	
交 付 先 団 体 実 績	収入総額	1,750 千円	1,550 千円		
	うち自主財源	53 千円	54 千円		
	支出総額	1,245 千円	1,459 千円		
	補助対象経費 (B)	1,245 千円	1,459 千円		
	補助率 (A/B)	95.7%	94.6%		
	前年度からの繰越金	117 千円	116 千円		
	当該年度積立金	千円	千円		
対象数	全市民				
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込)	下段: 実績	達成年度	目標値
今の日本は、一人ひとりの人権が大切にされていると思う」肯定意見の割合 (意識調査結果)		50.0	50.0	R7	60.0
		46.5	46.5		

\*負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○	広く市民に啓発しており、協議会の構成は、各学区委員・団体・行政・市民となっており人権啓発を継続して協働で行っている。差別をなくすための取り組みは社会的要請として対応する必要がある。	市として支援すべき事業である。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	○		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	目的を実現するために事業を実施できる唯一の団体である。	市全体を対象に事業を実施する団体であり、公平と認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	学区人権啓発推進協議会へも補助金を交付しているが、市全体に人権啓発を実施している。	成果指標をベースに評価されたい。事業費の大半を占める啓発紙や啓発物品について、直営事業との統合等により効率化を図られたい。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	△		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	×	真にボランティアによる活動であり会費徴収はそぐわないため、自主財源の確保は困難である。事務局は、人権施策推進課におかれており補助金の処理は適正に行っている。	事業の性質上、市が事務負担することはやむを得ない。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	△		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	事業費に対する補助であり、より効果的な啓発が行えるよう事業内容の見直しを行っている。補助の終了は啓発事業の終了につながるため考慮していない。	市が事務局を担っているが、直営事業との整理を図られたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	△		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	○		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	×		

二次評価 コメント	事業費の大半を占める啓発紙や啓発物品について、直営事業との統合等により効率化を図るべきである。原課の評価では概ね適合とされているが、上記の理由により最終評価は改善とする。	最終評価 <b>改善</b>
--------------	---	-------------------

令和4年度 補助金等調書

No. 補20

補助金名称	野洲市スポーツ協会補助金						種別	補助金				
担当部署	教育	部	生涯学習スポーツ			課	区分	事業費補助				
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市スポーツ協会							
予算科目	会計	01	款	10	項	06	目	01	事業	03	保健体育推進事業費	
実現したい状態	スポーツの振興及びその普及発展 スポーツの宣伝啓発と加盟団体の発展											
目的	対象 (誰を・何を)	スポーツに親しみたい市民										
	意図 (どうしたいか)	スポーツの普及及び振興 市民の健康増進と明るく豊かな市民生活に寄与										
手段・活動内容 (どうやって)	スポーツ競技大会の開催 スポーツ表彰											
開始年度	H16	終了・見直し 予定年度	R9	根拠 規定等	野洲市社会教育関係団体活動補助金交付 要綱							
改定 履歴	改定 年度	改定 内容										
補助率・額	規定なし						上限額	1,500,000円				
積算根拠	なし			補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料 及び賃借料							

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額 (A)	980 千円	960 千円	955 千円	
	特定財源 (国・県費等)	25 千円	10 千円	25 千円	
	一般財源	955 千円	950 千円	930 千円	
交付先 団体実績	収入総額	1,775 千円	1,989 千円		
	うち自主財源	0 千円	0 千円		
	支出総額	1,775 千円	1,470 千円		
	補助対象経費 (B)	1,244 千円	1,364 千円		
	補助率 (A/B)	78.8%	70.4%		
	前年度からの繰越金	190 千円	360 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円		
対象数	団体数	21 団体	21 団体		
成果 (結果) 指標		上段: 目標(見込)	下段: 実績	達成年度	目標値
活動事業		15 事業	14 事業		
		13 事業	13 事業		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適否の説明と不適の場合、 その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○	受益者は市民であり、スポーツを通じた市民の健康づくりに寄与している	総合型地域スポーツクラブとの重複感があり、整理が必要ではないか。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	△		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		各種競技団体の本部団体であり、公平と認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	スポーツ競技やスポーツイベント等を通じた地域の活性化と市民の健康づくりに寄与している。各団体等がそれぞれの事業を実施することで市民の裾野を広げることにつながっている。	各種競技団体の活動支援に一定の効果が認められる。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	—		補助額を超えるほどではないが、繰越額が大きいため、対象経費を明確にして精算を求めるべき。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	—		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		県内で開催される大会の出場者の参加費支援や、出場者への激励金は補助対象から除外すべき。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	—		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了 (ゼロベースでの見直し) の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	事業対象経費を明確にし、不用額は精算を求めること。 県内で開催される大会の出場者の参加費支援や、出場者への激励金は補助対象から除外すべきである。 原課の評価では概ね適合とされているが、上記の理由により最終評価は改善とする。	最終評価 <b>改善</b>
--------------	---	-------------------

令和4年度 補助金等調書

No. 補21

補助金名称	野洲市体育振興会連絡協議会補助金					種別	補助金				
担当部課	教育	部	生涯学習スポーツ	課	区分	事業費補助					
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市体育振興会						
予算科目	会計	01	款	10	項	06	目	01	事業	03	保健体育推進事業費
実現したい状態	地域におけるスポーツ活動の推進										
目的	対象 (誰を・何を)	地域住民(各学区)									
	意図 (どうしたいか)	地域住民の交流を通じた地域の活性化									
手段・活動内容 (どうやって)	地域でのスポーツ競技大会の開催										
開始年度	H16	終了・見直し 予定年度	R9	根拠 規定等	野洲市社会教育関係団体活動補助金交付要綱						
改定履歴	改定年度	改定内容									
補助率・額	規定なし					上限額	3,500,000円				
積算根拠	なし			補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料						

補助実績		実績		予算額	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
市実績	補助金交付額(A)	1,130千円	1,752千円	1,752千円	
	特定財源(国・県費等)	千円	千円	千円	
	一般財源	1,130千円	1,752千円	1,752千円	
交付先団体実績	収入総額	1,373千円	1,979千円		
	うち自主財源	70千円	0千円		
	支出総額	1,767千円	1,766千円		
	補助対象経費(B)	1,767千円	1,766千円		
	補助率(A/B)	64.0%	99.2%		
	前年度からの繰越金	0千円	227千円		
当該年度積立金		227千円	213千円		
対象数	学区	7	7		
成果(結果)指標		上段:目標(見込)	下段:実績	達成年度	目標値
各学区の大会開催数		47回	47回		
		0回	0回		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

適正化点検項目		適合	担当課点検結果 (適合の説明と不適の場合、その理由について記載)	一次評価 コメント
(1) 公益性	① 受益者が特定の者に限定されていないか	○	地域住民のコミュニティの場の提供や地域の活性化のための取り組みである	市として支援すべき事業である。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	④ 現在の社会的要請として直ちに対応する必要があるか	△		
(2) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		全学区を対象としており、公平と認められる。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	地域が主体性をもって地域の活性化のため、スポーツ活動等の実施を行っており、体育振興会の役割は大きい。	参加者数や満足度を把握する等、効果の確認に努められたい。
	② 行政が直接実施するよりも補助によるものが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 適格性	① 応分の自主財源を確保しているか	—		適格と認められる。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 事業の未実施等により剰余金が発生したときは、精算処理により返還しているか	○		
	④ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 適正性	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	コロナウイルス感染症防止の観点から人と人が接触する運動等については、全ての事業が中止となったが、啓発紙の作成や、老朽化した備品の更新費用に替えて適正に執行している。	本来の目的や実態に合った補助となっているか、定期的に確認と見直しを実施されたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか	—		
	③ 補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
	④ 5年以内に見直しを実施しているか	×		
	⑤ 補助の終了(ゼロベースでの見直し)の時期を設定しているか	—		

二次評価 コメント	参加者数や満足度を把握する等により効果を確認し、本来の目的や実態に合った補助となっているか、定期的に確認と見直しを実施されたい。	最終評価 <b>継続</b>
--------------	--	-------------------